

回(年度)	問 題
第71回 (3年度)	<p><b>【第一問】 -50点-</b></p> <p>問1 国税徴収法第79条は、差押えを解除しなければならない場合及び差押えを解除することができる場合の要件を定めたものである。そのうち、「差押えを解除することができる場合」について説明しなさい。</p> <p>問2 公売における売却決定について、次の(1)及び(2)の間に答えなさい。</p> <p>(1) 国税徴収法第113条第1項は、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等（以下「不動産等」という。）の最高価申込者に対する売却決定手続を定めたものである。</p> <p>不動産等のうち、次の財産の公売における売却決定の日が、公売をする日と異なる日とされている理由について簡単に説明しなさい。</p> <p>イ 自動車</p> <p>ロ 不動産</p> <p>(2) 換価した財産に係る売却決定が取り消される場合について説明しなさい。</p> <p><b>【第二問】 -50点-</b></p> <p>次の設例において、以下の問1及び問2に答えなさい。なお、土日、祝日等については考慮しない。</p> <p>[設例]</p> <p>1 滞納会社甲は、次の国税について換価の猶予を申請し、令和2年3月1日から令和3年2月28日まで、換価の猶予に基づき、毎月末20万円の分割納付をすることとなった。</p> <p>なお、滞納会社甲は、換価の猶予の申請に当たって、滞納会社甲の代表者Aが所有する乙土地について、担保提供を行い、抵当権の設定を受けた。</p> <p>・対象国税：令和元年12月期消費税の確定申告分 500万円 (法定納期限：令和2年2月29日・期限内申告)</p> <p>2 滞納会社甲は、換価の猶予が許可された後、令和2年10月末まで毎月20万円の納付を行っていたが、その後、取引先の倒産等の影響から売上が減少したため、令和2年11月以降の納付はできなかった。</p> <p>3 X税務署の徴収職員Yは、令和3年1月20日、滞納会社甲の事務所へ臨場したところ、代表者Aから、令和2年12月末をもって事業を廃業しており、残りの滞納分の納付はできない旨の申出を受けた。</p> <p>4 徴収職員Yは、直ちに換価の猶予を取り消した上で財産調査を行ったが、滞納処分の実行が可能な財産は発見できなかった。</p> <p>そのため、乙土地の処分を進めるため、その権利関係を調査したところ、次のとおりであった。</p> <p>① 平成30年10月31日 抵当権設定登記（抵当権者：B銀行、債務者：甲、被担保債権額：500万円）</p>

第71回  
(3年度)

- ② 平成31年3月20日 抵当権設定仮登記（抵当権者：C、債務者：A、被担保債権額：200万円）
- ③ 令和2年3月1日 抵当権設定登記（抵当権者：財務省（X税務署長）、債務者：甲、被担保債権額：500万円）
- ④ 令和2年11月30日 D年金事務所長差押え（滞納者：A、滞納保険料：100万円、法定納期限等：令和元年5月31日）
- ⑤ 令和3年1月15日 E市長参加差押え（滞納者：A、滞納地方税：500万円、法定納期限等：平成30年9月30日）
- ⑥ 令和3年1月25日 X税務署長担保物処分のための参加差押え（滞納者：甲、滞納国税：340万円、法定納期限等：令和2年2月29日）

5 X税務署長は、換価執行決定の効力が適法に生じたことから、乙土地の公売を行った。その結果、買受人から1,160万円を受領した。

この公売に際して、X税務署長は、乙土地の評価に係る鑑定料30万円を支払っている。また、D年金事務所長は、差押えを行った直後に、乙土地の評価を鑑定士に依頼し、それに係る鑑定料30万円を支払っていた。

なお、B銀行からは、抵当権に係る債権額が400万円である旨の債権現在額申立書が提出されているが、Cからの書類等の提出はない。

問1

- (1) 国税徴収法第89条の2の規定は、参加差押えをした税務署長による換価執行を定めたものである。参加差押えをした税務署長による換価執行を定めた趣旨（理由）を説明しなさい。
- (2) 参加差押えをした税務署長による換価執行制度において、その換価執行決定の効力を生じさせるための手続、関係者への通知及び換価に必要な書類の引渡しに関する手続について、次のイ～ハの権利者ごとに、この設例に沿った上で、根拠（理由）を付して説明しなさい。なお、実施する手続がない場合には、その旨を答えなさい。

イ X税務署長

ロ D年金事務所長

ハ E市長

問2 乙土地の公売に伴う各債権者に対する換価代金の配当額を、計算過程とその根拠を示して答えなさい。なお、滞納国税、滞納地方税及び滞納保険料は、差押え又は参加差押え時点と変動はない。